

外部監査契約に基づく監査に関する条例

平成11年3月16日

山口県条例第2号

最終改正 平成16年3月23日条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の27第1項に規定する外部監査契約に基づく監査について必要な事項を定めるものとする。

(包括外部監査契約に基づく監査)

第2条 法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

- 1 県が法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- 2 県が出資している法人で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第140条の7第1項に規定するもの（同条第2項の規定により同条第1項に規定する法人とみなされる法人を含む。）の出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
- 3 県が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
- 4 県が受益権を有する信託で令第140条の7第3項に規定するものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの
- 5 県が法第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

(個別外部監査契約に基づく監査)

第3条 次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる監査について、監査委員の監査に代えて法第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

- 1 県内に住所を有する法第75条第1項の選挙権を有する者 同項の請求に係る監査
- 2 県議会 法第98条第2項の請求に係る監査
- 3 知事 法第199条第6項の要求又は前条各号に掲げるものについての法第199条第7項の要求に係る監査
- 4 県内に住所を有する者 法第242条第1項の請求に係る監査

附 則（平成16年条例第29号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定により従前の

例によることとされる公の施設に関する改正後の外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定の適用については、平成18年9月1日（その日前に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。